

## 平成24年度事業計画

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

わが国の経済状況は、未曾有の大災害をもたらした東日本大震災や原発事故、欧州の財政不安等を背景にデフレや超円高の定着、また就職内定率の低さなど就職氷河期を上回る厳しい雇用情勢、個人消費の低迷等により先行きの不透明感が拡大しており、予断を許さない状況が続くものと予想される。

このような状況の中、当協議会にあっては、これまで同様公正な競争の確保はもとより、消費者が安心して住まい選びができるよう、公正競争規約の適正な運用と調査研究に努め、不動産広告のより一層の適正化を図る。

特にインターネット広告において規約に違反する表示が増加傾向にあることから、これに対する監視を強め違反事案に対する迅速な調査及び措置を行う。

更に、今年度予定されている表示規約及び表示規約施行規則の変更内容を会員及び広告代理店等に正しく理解してもらえよう、あらゆる機会を利用し周知徹底に努める。

以上を踏まえ平成24年度の事業計画を次のとおり策定した。

### 1. 公正競争規約並びに関連法令に関する周知徹底と研修事業

各支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努める。

また、予定されている表示規約及び表示規約施行規則の変更について、支部単位での研修会を実施し啓発に努めるとともに、「規約集」等を配布することにより周知徹底を図る。

### 2. 賛助会員の加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

### 3. 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

### 4. 消費者に対する相談窓口の確立

消費者からの相談、苦情を受け付け、適正な対応に努める。